

令和2年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称	事項	担当課	詳細	措置内容	措置通知日
新市庁舎の行政財産使用料の算定基礎	意見	財産経営課	<p>●再調達価額について</p> <p>新本庁舎の建物使用料の算定に使用する再調達価額には、実際の建築費用を使用しているが、「鳥取市新本庁舎建設基本設計・実務設計業務」及び「鳥取市新本庁舎新築（地盤改良等）工事」が含まれていない。設計業務費用も新本庁舎を建築するには必要な費用であるため、建築費用に含めることを検討する必要がある。</p>	行政財産（建物）使用料の算定基礎に関し、他自治体に調査をした結果、実施設計費及び直接建物建築に係る工事費以外の経費を含めている自治体は少数でした。（中核市3/54、県内市0/3）よって、現時点で再調達価格の計算方法の見直しは行わないものとします。	R3.12.10
動画広告に係る使用許可	意見	財産経営課	<p>●放映料の明確化について</p> <p>長田広告からの収入は「放映料」と「行政財産使用料」で構成される。動画モニターに係る「行政財産使用料」は、他の行政財産使用と同様の基準により、その使用面積に基づき算定がなされているが、「放映料」の算定にあたっては、単価や放映時間・回数などといった客観的な料金基準が存在しない。協定締結の検討時においても、長田広告からの提示金額についてはその基準や根拠は示されておらず、結果として長田広告の提案額のまま協定を締結している実態があった。については、行政財産使用料と放映料を明確に分離し、後述する公募を公正に実施する観点から、放映料の積算基準を設けるべきである。</p>	長田広告との使用許可期限は令和6年度末までとなっています。 公募発注への切り替えと合わせて放映料の積算基準について令和6年度に検討します。	R3.12.10
	意見		<p>●広告代理店の公募について</p> <p>動画広告事業は長田広告からの提案で開始した経緯があり、以後、新庁舎移転後の現在においても、長田広告との協定が継続している。すなわち、これまで動画広告事業の協定先（委託先）の選定にあたり公募等の手続きは行われておらず、長田広告1者のみとの随意契約の状態が続いている。今後における動画広告収入の増加を図る観点からは、協定期間終了時には、次の協定先を競争原理に基づき、全国規模で一般公募を行うことが望ましい。</p>	長田広告との使用許可期限は令和6年度末までとなっています。 放映料の積算基準と合わせて公募発注への切り替えについて令和6年度に検討します。	R3.12.10